

悪質商法にご用心!!

いらぬものははつきりとNO!

突然の電話やメール、来訪した販売員がやさしい言葉をかけてくるなど、悪質な業者は、あなたの不用意な行動や不安をあおりながら、「だましてやろう」と近づいてきます。トラブルから身を守るのは、あなた自身です。いらぬものは、はつきりと「必要ない」と、あなたは言えますか。
今回は昨年度、市の消費生活相談室に寄せられた相談事例と、だまされないための対処法を紹介します。

多く寄せられた相談

架空請求

携帯電話でアダルトサイトにアクセスしたが、すぐに切った。「3日以内に登録料28,000円を支払わなければ、延滞料金として1日3,000円、事務手数料5万円を請求する」とメールがきた。
携帯電話に届いたメールを開くと、「入会されましたので、5日以内なら5万円、10日以内なら6万円振り込むように、振り込まなければ住所を調べて、家まで行く」と請求があり怖い。

【相談件数】

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
旧三原市	127 件	227 件	272 件
旧本郷町	24 件	67 件	81 件
旧久井町	14 件	19 件	28 件
旧大和町	44 件	64 件	49 件
合計	209 件	377 件	430 件

旧三原市の件数は、三原消費生活相談室への相談件数。
旧町の件数は、県内各所の相談センターへの相談件数。

【三原消費生活相談室への相談内容】

相談内容	件数
情報提供サービスによる架空、不当請求	125 件
債権請求などの融資サービス	42 件
家具や寝具の訪問販売	10 件
学習教材など	9 件
商品一般	9 件
その他	77 件

買ったおぼえのない子供服について、裁判に訴えるというはがきが届いた。

情報提供サービスに関わる架空、不当請求への対処法

不用意にホームページ・サイトにアクセスしない、知らない人からのメールは開かないようにしましょう。
規約はきちんと読み、携帯電話を紛失したらすぐに電話会社・警察に届けましょう。

身に覚えのない請求は、無視しましょう。

裁判手続きを悪用した架空請求への対処法

「支払督促」や「小額訴訟」といった裁判所からの通知を装った架空請求があります。
本当の裁判所からの通知でない場合、無視してください。

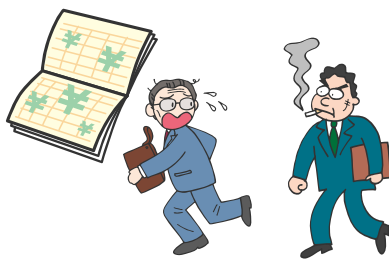
ヤミ金融や自己破産などの相談

数年前から、サラ金でお金を借りており、一千万円近くになった。自己破産したいがどうしたらよいか。



電話で、ヤミ金融業者に、問い合わせをした。聞かれるままに、自分の口座番号を教えてしまった。借りる意思表示をしていないのに、その口座にお金が入金された。その後、執拗に数倍のお金の返金を迫る脅すような電話がかかる。

電話があつたサラ金業者に、借金の申し込みをすると、「信用を調べる」と言われ、業者の指定する口座にお金を数回振り込んだ。約束の日になつても融資がないので、キャンセルを申し出たが返金してくれない。
サラ金・ローンやヤミ金融、身に覚えのない債権の請求についてなどの融資サービスへの対処法
多重債務や自己破産の相談は、弁護士との法律相談を利用して、債務の整理や手続きをしましょう。

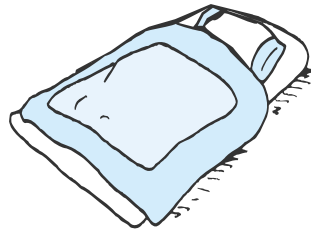


「振り込め詐欺（融資保証詐欺）」などは、犯罪です。振り込む前に、警察へ相談しましょう。



訪問販売

業者から「勉強する習慣は、小学生のときから身につけたほうがよい」と言われ、補習用教材を契約してしまつた。高額なので解約したい。一人暮らしの姉が、布団を次々に買い、今までに150万円ぐらい契約している。年金生活で払えないので、解約したい。



訪問販売への対処法

言葉たくみに商品を売りつけてくる訪問販売があります。契約内容や商品をしつかりと確認することが大切です。

一人暮らしや家族のいない時間帯を狙つて、商品を次々に勧誘する訪問販売に対しては、簡単に業者を家に入れて、家族や友人と相談し、その場で契約しないようにしましょう。

認知症(痴呆)や知的障害・精神障害などで判断力が不十分な人が、いろいろな手続きや契約を行うときに、不利な契約を結ばないように支援し、本人の権利や、財産を守ることを目的とする成年後見制度もあります。

教室・資格取得講座などの二次被害

過去に、資格講座を契約したことがある。いろいろな業者から資格取得講座の勧誘があり、困惑している。今回、嘆願書を出せば、業者からの勧誘を止めることができ、手数料として50万円が必要と言われた。10年前に英会話教室教材の契約をしたが、そのときの会員契約が永久会員になっている。退会するには、別の入会契約とダイヤモンドの契約を強引にすすめられ、仕方なく契約したが納得できない。解約したい。



教室・資格取得講座などの二次被害への対処法

過去に契約した教室・資格取得講座などの個人情報を利用して、別の契約を勧誘してくるのは二次被害と呼ばれ、勧誘をしつこく繰り返してきます。契約書をよく読み、不必要なものはつきりと断りましょう。



クーリング・オフ (契約解除) について

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは書面で行い、配達記録、簡易書留、内容証明郵便のいずれかの方法で送付します。また書面(宛先も含む)をコピーして保管しておきましょう。

訪問販売や、電話勧誘販売などの場合は、契約書面の受領日を含め、8日以内(マルチ商法、内職・モントー商法の場合は、20日以内)に送付しなければなりません。

クレジットカードを利用した場合は、カード会社へも送付してください。

クーリング・オフの効果

支払った金銭はすべて返金され、商品の引取費用は、事業者負担となります。

クーリング・オフしたら、商品の使用は控え、いつでも返品できるように保管しておきましょう。

クーリング・オフができないケース

- 乗用自動車
- 健康食品や化粧品などの消耗品を使用した場合
- 三千円未満の現金取引
- 特定商取引法で指定されている商品・権利・役務以外のもの
- 通信販売で購入したもの



はがきでのクーリング・オフの書面の書き方

裏

契約解除通知

契約申込日 平成 年 月 日
 会社名 会社
 住所 市 町 一丁目1番1号
 商品名 学習教材
 契約金額 100,000円
 上記の契約を解除します。
 平成 年 月 日
 〒 -
 三原市 町二丁目2番2号

表

〒□□□□□□
 市 町一丁目1番1号
 会社 様

不安に思つたら、消費生活相談室に相談してください。商工振興課では、出前講座も行なっています。気軽に相談してください。

消費生活相談室

☎0848(67)6410

とき 土・日曜日、祝日を除く
 月～金曜日 10時～16時
 ところ 市役所本庁(5階)

問い合わせ先 商工振興課 ☎084

8(67)6072 ☎0848(64)410
 3)